

# 介護福祉士修学資金 ガイドブック

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会  
生活福祉資金センター

# 介護福祉士修学資金 ガイドブック

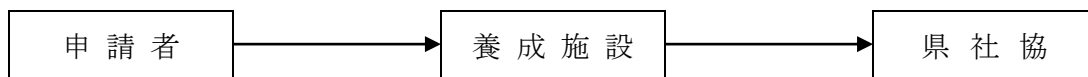
## 目 次

修学資金の概要	1
介護福祉士修学資金貸付に関する手続き	
1. 貸付を受けたいときの手続き	1
2. 貸付の決定	1
3. 修学資金の貸付	1
4. 在学中（貸付を受けている期間）の手続き	2
(1) 進級したとき	2
(2) 貸付の辞退をするとき	2
(3) 各種届出①本人及び連帯保証人の住所・氏名等を変更したとき	2
(4) 各種届出②休学・停学及び復学をした場合	2
(5) 各種届出③貸付の取り消しに関わること	2
5. 卒業した時の手続き	3
(1) 返還免除対象業務に就業したとき	3
(2) 就職しなかったとき又は返還免除対象業務以外に就職したとき	3
(3) 国家試験未受験・不合格のとき	3
(4) 進学した時	4
6. 返還免除対象業務従事中の手続きについて	4
(1) 卒業後の状況報告について	4
(2) 勤務先を変更又は退職したとき	4
(3) 病気等により休職したとき	5
(4) 返還免除対象業務に従事した期間が一定まで達したとき	5
7. 貸付金の全額返還になる場合	6
8. 貸付金を返還する時の手続き	6
9. 貸付金返還の一部免除（一部返還）になる場合	7
10. 業務従事期間の計算方法	7
11. その他	7

## － 修学資金の概要 －

三重県内における介護福祉士の養成・確保のため、介護福祉士指定養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後、三重県内の社会福祉施設等において、介護の業務（詳細は社会福祉法人三重県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第14の（1）の1に規定）に従事しようとする人に対して修学資金を貸し付けます。

### 1. 貸付を受けたいときの手続き



貸付を受けたいときは、養成施設の推薦を得て、養成施設を經由して社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に申請します。

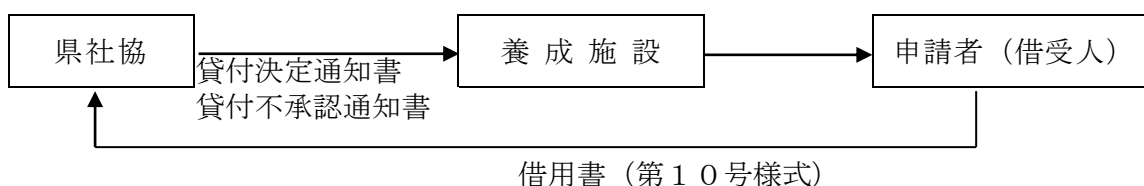
【提出書類】※要綱第6参照

- ① 介護福祉士修学資金貸付申請書（第1号－①様式）
- ② 養成施設等の長の推薦書（第4号様式）
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 国家試験受験誓約書（第6号様式）
- ⑤ 個人情報に関する取扱い同意書（第7号様式）
- ⑥ 進学または在学を証明する書類（合格通知・在籍証明などの養成施設等が発行する証明書等）
- ⑦ 住民票の写し（マイナンバーを除く全ての記載のあるもの）
- ⑧ 世帯の所得等に関する調書及びその証明書（所得課税証明書、源泉徴収票などの写し）
- ⑨ その他会長が定める必要とする書類等

要綱第3の3の（4）生活費加算を受けようとする場合は、申請書類に加えて次のいずれかの書類が必要となります。

- ① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ② 生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることが確認できる書類

### 2. 貸付の決定



貸付の決定・不承認は、県社協から養成施設を經由して本人に通知します。

貸付の決定を受けた場合は、速やかに借用書（第10号様式）を提出してください。

【提出書類】※要綱第9参照

- ① 借用書（第10号様式）

### 3. 修学資金の貸付

貸付月額は、以下のとおりです。

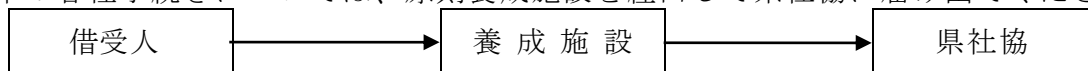
- ・ 月額 50,000円以内（年度四半期ごとに貸付）
- ・ 入学準備金 200,000円以内（貸付の初回に加算）
- ・ 就職準備金 200,000円以内（貸付の最終回に加算）
- ・ 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000円以内（年度の初回に加算）

・生活費加算 要綱第3の3の(4)に定めに応じた月額

※修学資金の交付は、県社協の定める方法により借受人の指定する金融機関口座に入金します。

#### 4. 在学中（貸付を受けている期間）の手続き

在学中の各種手続きについては、原則養成施設を経由して県社協に届け出てください。



##### (1) 進級したとき

継続して在学2年以上の修学生は、毎年4月15日までに、養成施設を経由して県社協に推薦書を提出してください。

【提出書類】※要綱第24参照

①推薦書（継続）（第4号様式）

##### (2) 貸付の辞退をするとき

貸付を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。既に貸付を受けた場合は、返還の必要があります。その場合の手続きは、貸付を取り消した場合と同様となりますので『8. 貸付金を返還する時の手続き』を参照してください。

【提出書類】※要綱第11参照

①貸付辞退届（第11号様式）

##### (3) 各種届出 ①本人及び連帯保証人の住所・氏名等を変更したとき

- ・借受人が住所・氏名等を変更したとき。
- ・連帯保証人が住所・氏名等を変更、若しくは連帯保証人の責務を全うできない状態となったとき。

【提出書類】※要綱第25参照

①住所・氏名・連帯保証人変更届（第22号様式）

##### (4) 各種届出 ②休学・停学及び復学をした場合

休学・停学となった場合は、貸付を一時停止しますので、必ず届け出てください。また復学した場合は貸付を再開しますので、その場合も速やかに届け出てください。

ただし、休学により、留年となった場合で、休学の理由がやむを得ない事情でない場合は、貸付の取消しを行うことがあります。

【提出書類】

届け出の様式は任意のもので結構ですが、必ずその事実を証明できる書類などを添付してください。

##### (5) 各種届出 ③貸付の取り消しに関わること

次のいずれかに該当することとなった場合は、その翌月以降の貸付を取り消しますので、速やかに届け出をしてください。なお、何らかの理由により届け出がなかった場合でも、過去にさかのぼって貸付を取り消しますので、注意してください。

貸付を取り消されたときは、その月の翌月から卒業までの期間は返還を猶予されますが、卒業後、全額返還となります。

- ・介護福祉士養成施設等を退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

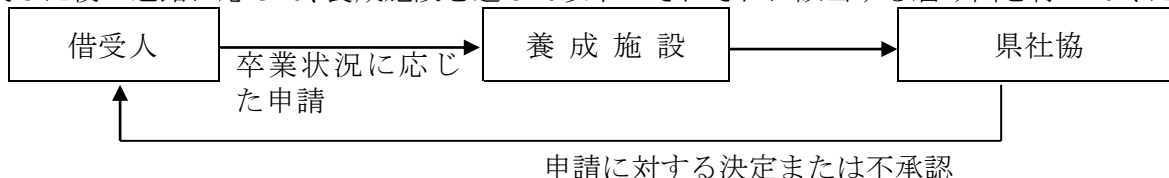
- ・死亡したとき。
- ・虚偽その他不正な方法により本事業資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- ・その他、本事業資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

**【提出書類】**

届け出の様式は任意のもので結構ですが、必ずその事実を証明するものを添付してください。

**5. 卒業した時の手続き**

卒業した後の進路に応じて、養成施設を通じて以下のそれぞれに該当する届け出を行ってください。



**(1) 返還免除対象業務に就業したとき**

三重県内において返還免除対象業務に従事しているときは、償還が猶予されます。またその期間が5年(過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域での就業又は中高年離職者は3年間、以下同じ)に達した場合は返還が免除されます。詳しくは『6.(4)返還免除対象業務に従事した期間が一定まで達したとき』をご確認ください。

**【提出書類】※要綱第21参照**

- ①返還猶予申請書(第18号様式)
- ②業務従事届(第19号様式)
- ③資格登録証の写し
- ④就職の内定・決定がわかる書類(雇用先等が発行する証明書等)

**(2) 就職しなかったとき又は返還免除対象業務以外に就職したとき**

介護福祉士資格を取得して卒業した場合で、やむを得ず返還免除対象業務に従事できなかった場合は、返還免除対象業務従事誓約書を提出し、卒業の日から2年以内に返還免除対象業務に従事する必要があります。また同時に、返還猶予の申請をすることができます。

この申請のあと、返還免除対象業務に従事した場合には速やかに県社協に届け出てください。返還免除対象業務に従事した期間が5年に達した場合は返還が免除されます。詳しくは『6.(4)返還免除対象業務に従事した期間が一定まで達したとき』をご確認ください。

ただし、2年以内に返還猶予対象業務に従事しなかった場合は、全額返還する必要があります。

**【提出書類】※要綱第14の1の(4)参照**

- ①返還免除対象業務従事誓約書(第15号様式)
- ②返還猶予申請書(第18号様式)
- ③資格登録証の写し

**※申請後、返還免除対象業務に従事した場合**

- ①業務従事届(第19号様式)
- ②就職の内定・決定がわかる書類(雇用先等が発行する証明書等)

**(3) 国家試験未受験・不合格のとき**

やむを得ず、国家試験未受験となった場合又は試験不合格となった場合は、国家試験再受験の誓約と返還猶予の申請をして、翌々年度までの試験に合格し、合格の日から1

年以内に返還免除対象業務に従事する必要があります。

試験に合格後、返還免除対象業務に従事した場合には速やかに県社協に届け出てください。返還免除対象業務に従事した期間が5年に達した場合は返還が免除されます。詳しくは『6. (4) 返還免除対象業務に従事した期間が一定まで達したとき』をご確認ください。

【提出書類】※要綱第14の1の(3)参照

- ①国家試験再受験誓約書(第14号様式)
- ②返還猶予申請書(第18号様式)

※申請後、試験に合格し、返還免除対象業務に従事した場合

- ①業務従事届(第19号様式)
- ②就職の内定・決定がわかる書類(雇用先等が発行する証明書等)
- ③資格登録証の写し

#### (4) 進学した時

卒業後、更に他種の養成施設へ進学したときは、その養成施設を卒業するまでの期間は返還を猶予されます。

その後の就業等による猶予・免除については前述のとおりとなります。

【提出書類】※要綱第20参照

- ①返還猶予申請書(第18号様式)
- ②養成施設等が発行する在学証明書等
- ③資格登録証の写し

## 6. 返還免除対象業務従事中の手続きについて

返還免除対象業務従事中の変更あるいは所定の要件を満たすことによる返還の免除については、以下の通り手続きをしてください。

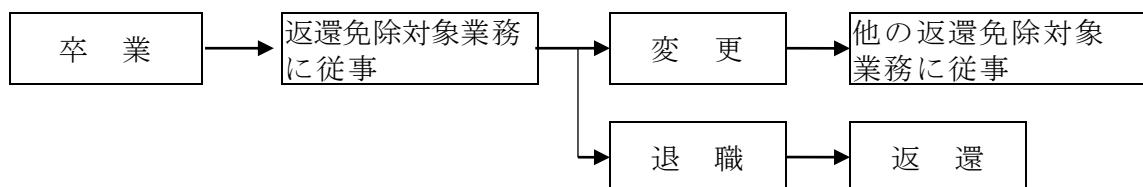
#### (1) 卒業後の状況報告について

返還猶予期間中(返還免除業務従事中、他種の養成施設に在学中等)においては、1年に1回、4月中に県社協へ状況報告をしてください。

【提出書類】※要綱第25の3参照

- ①勤務状況・在学状況届(第23号様式)

#### (2) 勤務先を変更又は退職したとき



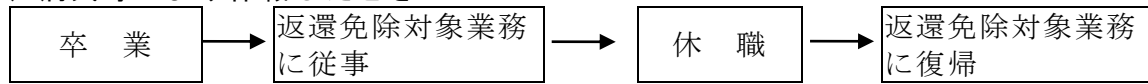
返還免除対象業務従事先を変更した場合や退職した場合は、県社協への届出が必要です。また、退職の場合は返還の対象となりますので、詳しくは『8. 貸付金を返還する時の手続き』をご確認ください。

【提出書類】※要綱第25参照

- ①業務従事期間証明書(第24号様式)
- ②業務従事先変更・退職届(第25号様式)

注：転職等により複数の機関で返還免除対象業務に従事した場合は、その期間を通算します。ただし、引き続いて従事する必要がありますので、勤務先を変更する場合は、退職した日の属する月の翌月までに、次の機関に従事してください。（この期間を超過すると、超過した期間は、返還免除対象業務従事期間として通算されず、返還の対象になる場合があります。）

(3) 病気等により休職したとき



返還免除対象業務に従事している期間中に、災害・疾病・負傷その他やむを得ない理由により休職したときは、その休職中は返還を猶予されます。なお、業務に従事した期間を計算するときは、休職期間を除きます。

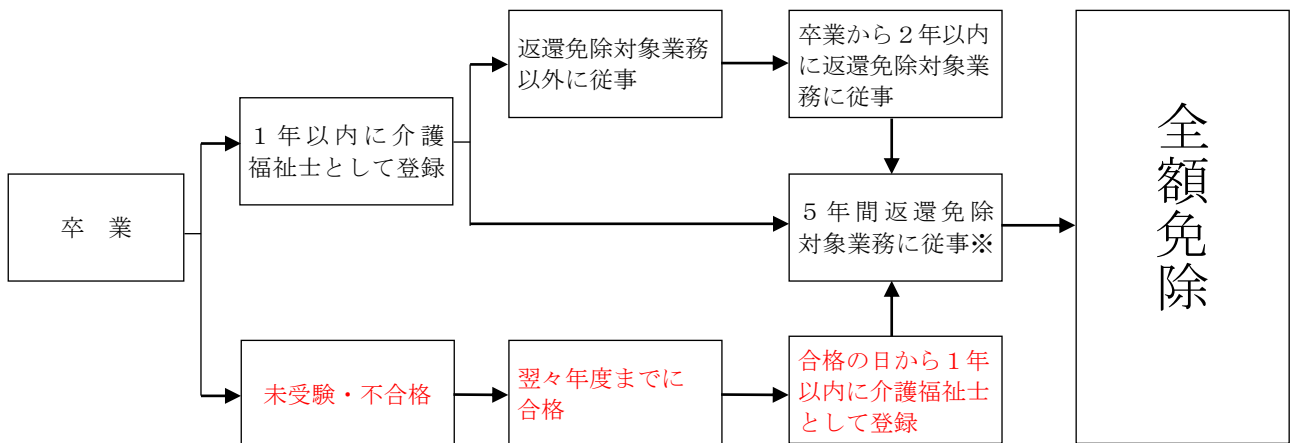
【提出書類】

- ①返還猶予申請書（第18号様式）
- ②休職していることがわかる書類等（施設等が発行する証明書等）
- ③やむを得ない休職であることがわかる書類等（医師の診断書等）

(4) 返還免除対象業務に従事した期間が一定まで達したとき

貸付金は、次のような場合に返還が全額免除となります。

- ・ 養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士の登録をし、かつ三重県内において従事し、以後引き続き5年間従事したとき。
- ・ 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士等の登録をしたにもかかわらず、返還免除対象業務に従事することができず、返還免除対象業務以外の社会福祉業務に従事した場合は、卒業後2年以内に三重県内において返還免除対象業務に従事し、以後引き続き5年間従事したとき。
- ・ 養成施設を卒業後、災害・疾病等やむを得ない理由により国家試験を受験できないか、又は合格できなかった場合であって、翌々年度までの国家試験に合格した場合は、合格の日から1年以内に登録し、三重県内において返還免除対象業務に従事し、以後引き続き5年間返還免除対象業務に従事したとき。



【提出書類】※要綱第14

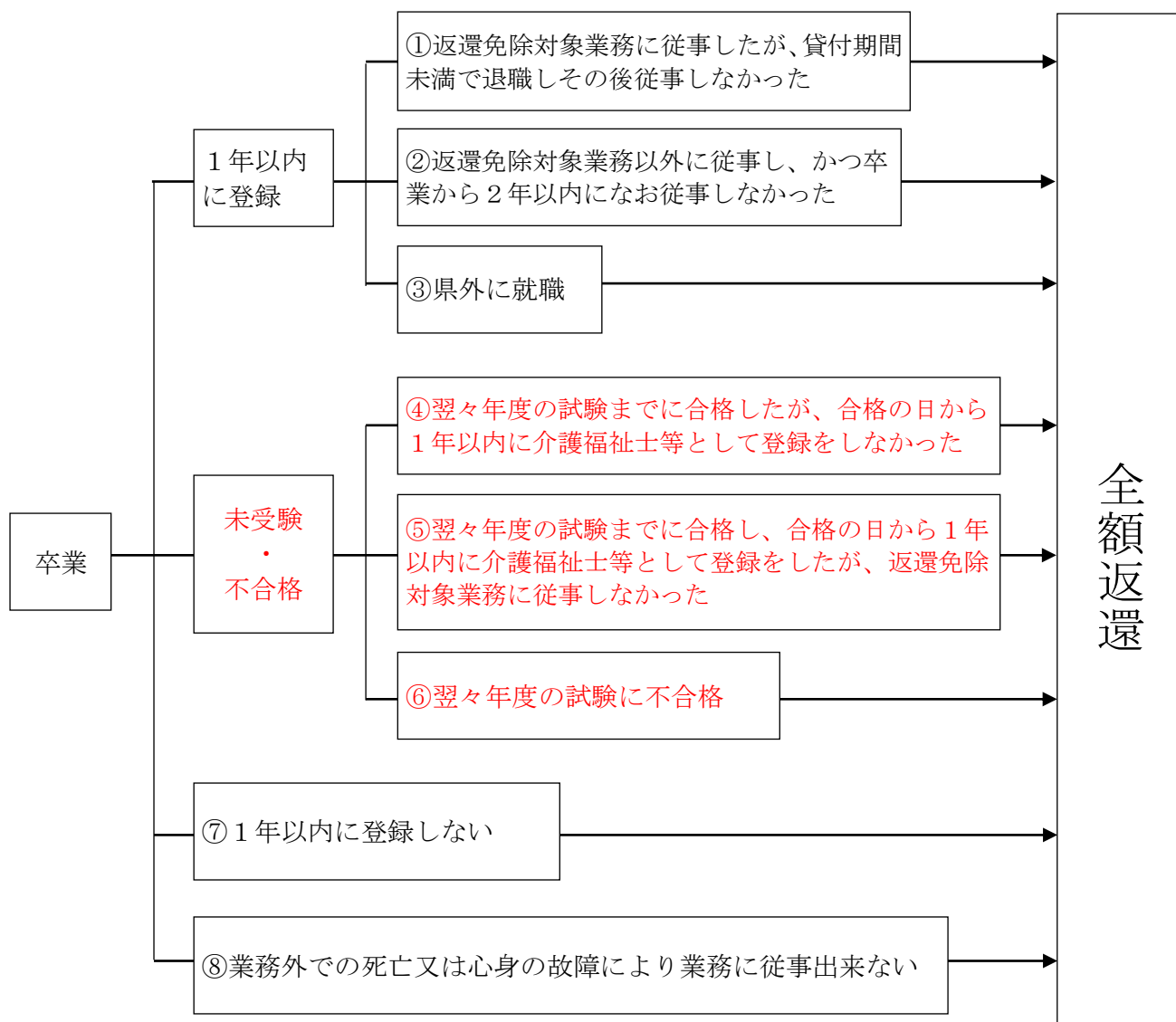
- ①返還免除申請書（第13号様式）
- ②業務従事期間証明書（第24号様式）

※借受人が死亡した場合には、戸籍法第87条に規定する者が返還免除申請書に死亡の事実を証明する書類を添えて申請してください。

## 7. 貸付金の全額返還になる場合

貸付金は、次のような場合に全額返還となります。

- ①返還免除対象業務に従事したが、貸付期間未満で退職しその後従事しなかったとき。
- ②返還免除対象業務以外に従事し、かつ卒業から2年以内になお従事しなかったとき。
- ③県外に就職したとき。（県内の事業所からの辞令による県外への転勤は除く）
- ④次年度又は翌々年度の試験に合格したが、合格の日から1年以内に介護福祉士等として登録をしなかったとき。
- ⑤次年度又は翌々年度の試験に合格し、合格の日から1年以内に介護福祉士等として登録をしたが、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ⑥卒業後翌々年度の試験で合格しなかったとき。
- ⑦卒業後、1年以内（試験不合格等の場合には3年以内）に登録しなかったとき。
- ⑧業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。



## 8. 貸付金を返還する時の手続き

返還は、理由となる事実が発生した日の属する月の翌月から始まります。



返還をする者は、会長が定める期間・方法に従って資金を返還しなければなりません。また、会長が定めた期間に基づいた返還明細書を提出してください。

なお、貸付に利子つきませんが、会長の定めた返還期限を超過した場合は延滞利子が発生します。

【提出書類】※要綱第18参照

①返還明細書（第17号様式）

## 9. 貸付金返還の一部免除（一部返還）になる場合

養成施設を卒業し、**国家試験合格後**1年以内に介護福祉士として登録し直ちに三重県内で返還免除対象業務に従事したが、その期間が全額免除される期間（5年間）に満たず、かつ、貸付を受けた期間以上である場合は、次の計算方法により、返還が一部免除されます。

$$\text{貸付額} \times \left\{ \frac{\text{特定業務従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)} \times \frac{5}{2}} \right\} = \text{返還免除額}$$

※小数点第2位以下は切り捨てる。  
(例 0.893 → 0.8)

2年未満のときは、2年（24か月）として計算してください。

【提出書類】※要綱第16、第17参照

①返還裁量免除申請書（第16号様式）

②業務従事期間証明書（第24号様式）

③返還明細書（第17号様式）

## 10. 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は、月数によって計算し、県内において業務に従事を開始した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入します。なお、勤務先を変更したとき、退職した日と従事開始日が同一の月となる場合は、1ヶ月と計算します。

## 11. その他

※「過疎地域」とは、津市の一部（旧美杉村地域）、松阪市の一部（旧飯南町・旧飯高町地域）・尾鷲市・鳥羽市・熊野市・大台町・大紀町・南伊勢町・紀北町の各区域です。（平成27年4月1日現在）

※「中高年離職者」とは、入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の人が対象になります。

以上が修学資金貸付のあらましです。詳細については、「社会福祉法人三重県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付実施要綱」をよくお読みください。

なお、分からないことがありましたら、お気軽に事務担当にお問い合わせください。

事務担当	〒514-8552 津市桜橋2丁目131番地 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター TEL. 059-226-1118 FAX. 059-227-8155
------	--